

氏 名 金子 馨

学位(専攻分野) 博士(文学)

学位記番号 総研大乙第 258 号

学位授与の日付 平成 31年 3 月 22日

学位授与の要件 学位規則第6条第2項該当

学位論文題目 藤原教長の口伝『才葉抄』の研究

論文審査委員 主 査 准教授 海野 圭介
教授 落合 博志
教授 神作 研一
前)教授 辻 勝美 日本大学
准教授 橋本 貴朗 國學院大学

(様式3)

博士論文の要旨

氏 名 金 子 馨

論文題目 藤原教長の口伝『才葉抄』の研究

日本文学や歴史史料など、書き残された書物をより理解するために、あるいは日本書道史における書跡や当時の書芸術観を考察する上で、当時の能書が書き記した入木道伝書(書論、書の秘伝書)に着目することは必要不可欠といえる。しかし、今日の研究では『群書類従』に収載される資料のように、江戸時代に流布した本文を用いて言及されることが多い。中古・中世(とりわけ、平安時代から室町時代)の書跡を考察する上で、時代の下った資料を用いることは、時代による合理化などが想定され、解釈の齟齬や誤解を生じることが懸念される。ゆえに、当該書跡が書かれた時期に、少しでも近くに書写された資料を用いることが肝要と指摘がなされてきた。ただし、「入木道三部集」と称される世尊寺家六代・藤原伊行(?~1175)著『夜鶴庭訓抄』、藤原教長(1109~1180?)の口伝を記した『才葉抄』、青蓮院流の祖・尊円法親王(1298~1356)著『入木抄』など、従前からよく知られている入木道伝書が研究対象とされるものの、これらの入木道伝書でさえ、未だ伝本整理すら、ままならない状況といえる。まして、日本中古・中世に書かれた入木道伝書を俯瞰的に捉え、体系的に論及した研究は現下において確認できない。

そこで、「入木道三部集」の一つで、平安時代後期の公卿・藤原教長より、世尊寺家七代の藤原伊経(?~1227?)へ口授された『才葉抄』に焦点をあて、その成立論について考察したい。内容は、第Ⅰ部「世尊寺家の入木道伝書と『才葉抄』について」、第Ⅱ部「『才葉抄』の各伝本の位置づけ」、第Ⅲ部「『才葉抄』の享受について」の三部構成で教長の口伝『才葉抄』の伝本やその享受について考察する。

第Ⅰ部「世尊寺家の入木道伝書と『才葉抄』について」の第一章「濫觴期における日本の書論について」では、濫觴期の日本書論史に着目し、書論の形成について考察するとともに主な書論の概要を辿る。第二章「世尊寺家の入木道伝書について」では、官廷の書き役を担った世尊寺家の入木道伝書に焦点を当て、教長の口伝『才葉抄』がどのような位置づけにあるかを探った。第三章「藤原教長と『才葉抄』について」では、古記録をもとに教長の生涯を辿り、とりわけ『才葉抄』が口授された晩年の動向について考察した。

『才葉抄』は、安元三(1177)年に高野山の庵室にて口授されたと伝えられる入木道伝書である。別名を「教長口伝」や「筆牋抄」、「筆法才葉集」などと呼ぶ。これまでの『才葉抄』の伝本研究では、教長口伝部分と増補部分とで構成される。それを基準に考えると、最善本とされる阪本龍門文庫蔵『宰相入道教長口傳』(以後、「龍門文庫本」)や江戸時代に流布した『群書類従』所収の『才葉抄』(以後、「類従本」)などの四十七条本系統、国書刊行会編『日本書画苑』に所収される八十八条本系統(『筆法才葉集』)、そして内閣文庫や静嘉堂文庫などに伝来する二十四条本系統の三種に大別される。しかし、古写本とされる四天王寺大学恩頼堂文庫蔵『筆体口伝』、鶴見大学蔵『才葉抄』は、項目数が若干異なるものの、その内容・構成から四十七条本系統に分類される。

『才葉抄』は、入木道伝書の中でも多くの写本が遺っており、諸所に約五十本の伝本が所蔵される。しかし、これまでいくつかの資料を取り上げて、伝本について言及した先行研究はあるものの、伝本すべてを調査・研究したものはない。これまで、言及される伝本分類においても、容易に鵜呑みに出来ない部分さえも見られる。現存する五十本の伝本は、前述の三種にそれぞれ大別できるが、四十七条本系統の伝本だけ見ても、項目数や配列など多岐にわたっている。とりわけ、承元三(1210)年の年紀を有する類従本と建武四(1337)年の年紀を有する龍門文庫本とを比較しても、配列の相違や異同が随所に見られる。各項目の内容に大きな差異は見られないものの、容易に校本が作成できない状況にある。そこで、第Ⅱ部『『才葉抄』の各伝本の位置づけ』では、五十本に及ぶ伝本の整理を行った。四十七条本は、類従本系統と龍門文庫本などの古写本系統とに分け、二十四条本系統、八十八条本系統の二系統を加えた四系統に区分して、それぞれに校本を作成した。系統ごとに校勘を行い、諸本の関係性を考察したが、『才葉抄』の形成に関わる伝本に関しては、個別に取り上げて言及した(第三章『『筆体口伝』について』、第四章『『教長卿口伝三十五条』について』など)。

また、『才葉抄』の成立論について、諸本の校勘をもとに検討することが、本論文の最大の目的である。しかし、成立論を考察する上で、『才葉抄』がどのように享受されていったかを考えることも重要な事と考える。『才葉抄』は、基本的に教長口伝部分と増補部分とで構成(二十四条本は増補部分が独立したもの)されるが、『才葉抄』以外の書論(入木道伝書)を合写、あるいは共冊で伝来するものも少なくない。そこで、第Ⅲ部『『才葉抄』の享受について』では、『才葉抄』と合写(あるいは共冊)される入木道伝書を整理することで、享受の様相を探った。また、中世後半になると、注釈的な本文を有する『教長伝書之中』や、『才葉抄』ほかの入木道伝書を援引する尊円法親王『十三箇条之記』なども散見される。これらの入木道伝書との関連性について探ることで、『才葉抄』の成立論を考える一助とした。本論文のまとめとして、『才葉抄』の伝本研究から成立について言及する。それに加えて、教長口伝部分を想定するとともに、口伝の内容と教長の真跡との対比を通して、教長口伝部分の妥当性について考察した。

博士論文審査結果

Name in Full
氏名 金子 馨

Title
論文題目 藤原教長の口伝『才葉抄』の研究

金子馨氏の博士学位請求論文『藤原教長の口伝『才葉抄』の研究』（以下「本論文」と称す）は、12世紀の歌人であり能書としても名高い藤原教長（1109-80?）による口伝を記した入木道論書『才葉抄』を対象とした研究で、文献資料の調査に基づき、諸伝本の成立過程と改編・享受の様態について検討し、あわせて日本における書法の理論と実作方法の体系化の歴史について3部16章（序章・終章を含む）にわたって考察を行ったものである。

書法の理論である書論は、和歌の詠法に関する歌論や音楽論などとともに日本における芸道論の一つとして長い歴史を持つ。本論文の対象とする『才葉抄』は、『夜鶴庭訓抄』（藤原伊行撰）とともに最も早い時期に著された書論であり、広く読み継がれてその基本文献となったが、実用書でもあったため、用途に応じて改編されて用いられたと考えられ、原形態も定かではなく、現存本に至る経緯についても定説を見なかった。本論文は、『才葉抄』の伝本50本を確認し、それらを①群書類従本系統四十七条本、②古写本系統四十七条本、③二十四条本系統、④八十八条本系統の4系統に大別した上で本文異同を具に記した校本を作成し、現存本が書写される過程において付加あるいは削除された記述を丹念に記録しつつ、『才葉抄』諸伝本の生成と享受の過程を明らかにする。

序章では、先行研究の問題点と本論文の目的が示され、現在通行するテキストの素性が必ずしも明確に説明されてこなかったこと、通行するテキストの条文すべてが教長時点の原態に帰結するとは考えられないこと等の根拠が示される。

第I部「世尊寺家の入木道伝書と『才葉抄』について」では、平安時代以来の宮廷の書き役を担った世尊寺家の伝書をめぐって、日本における書論の発生からその蓄積の歴史について述べ、藤原教長の略伝を示しつつ『才葉抄』の有する同時代的意義や学術的価値等について記す。

第II部『才葉抄』の各伝本の位置づけ」では、『才葉抄』の本文異同を示しつつ、諸伝本の相互関係について考察し、原形態の探求と増補の背景や理由の検討を通して、各系統、また各伝本の性格を明らかにする。第1章では『才葉抄』の系統分類が示される。第2、3章では通行する四十七条本と称される系統の内実が明らかにされ、この系統の条文の内、『太平御覧』からの引用部分は増補である蓋然性が高いこと、増補は14世紀後半までに行われており、教長から口伝を受けた世尊寺伊経または行能といった世尊寺家の人々によると推定されること等が指摘される。また、古写本系統の最善本と考えられる龍門文庫本には条文の途中に教長の口伝と増補を区分する注記があるが、『太平御覧』の引用はその前後に及んでおり、諸伝本の系統を考えテキストの原態を追究する上でその引用が指針となることを強調する。第4章は、恩頼堂文庫所蔵の従来未紹介の『筆躰口伝』と題される1本が三十六条を記す『才葉抄』で、テキストの比較からは四十七条本系統と判断されること

を示し、かつ、年代が明記される最古写本で増補部分のより少ない善本であることを指摘する。第5章では、やはり恩頼堂文庫に蔵される『教長卿口伝三十五箇条』と題された1本が四十七条本系統の伝本と判断され、増補部分がさらに少ない同系統で最も古い形態を伝えることを明らかにする。上記は、より原態に近いものから増補を重ねてゆく過程の実際を捉えたものとして重要な指摘であり、原態に近いテキストの発見とともに、中国書論との接触の上で増補を重ねてゆく本邦の書論のあり方を具体的に示した点においても評価される。第6章では、二十四条本系統とされる伝本が四十七条本の残欠であり、江戸時代の書家・藤木敦直（1582-1649）に発することを伝本の伝存状況や奥書の記述から明らかにする。第7章では、『日本書画苑』（国書刊行会、1914年）に翻刻され近代以降に広く流布しながらも、その基づく写本が明らかではなかった資料の底本が川瀬一馬旧蔵本であることを示し、八十八条本系統が四十七条本の一部に諸書からの増補が行われたものであること、その成立時期は『金玉積伝集』、『烏羽玉問答抄』の成立する室町時代以降であることを指摘する。第8章では、『教長口伝抄』と題された九十五条に増補された伝本を紹介し、八十八条本系統に基づき四十七条本（古写本系統）の異文を取り込んで成立したことを述べ、『才葉抄』の活用の実態の一端を明らかにする。いずれも、従来その位相が明らかではなかった伝本群を整序した上で位置づけを行い、その古態から増補や改編、一部の削除を経て各伝本が生成していった軌跡を丹念に跡づけたものであり、書論研究及び書学の研究において今後常に参看されるべき成果として高く評価される。

第Ⅲ部『才葉抄』の享受について』では、『才葉抄』を享受した書論の発生と展開について述べる。第1章では、『才葉抄』と合写される書論の分析から享受の様相について考察を行い、群書類従本系統四十七条本が、その増補部分が『夜鶴庭訓抄』を援引したもので、互いに関連する書物として合写されて享受されたこと等を指摘する。第2章では、田安徳川家旧蔵『教長伝書之中』を紹介し、八十八条本を抄出して図解を付したもので、伊予松山藩松平定国周辺の関与を指摘する。第3章では、田安徳川家旧蔵『十三箇条之記』を紹介し、『才葉抄』を引用した新たな形態の論書であることを指摘し、その具体相を示す。

終章では、伝本研究の成果を踏まえて明らかにされた『才葉抄』の原態と考えられる部分の記述と平安時代後期の書の遺品とを比較しつつ、書法と実作との関係について述べ、書論としての『才葉抄』の同時代的意義について考察を行う。

本論文は、現在確認できる『才葉抄』の伝本すべてを対象とし、その異同の逐一を示しつつ論じられた労作で、基礎的部分が曖昧なまま論じられてきた従来の書論研究において、その検討のあり方を一新するものと高く評価される。また、『才葉抄』という日本の書論の基幹資料の確実なデータを提供するのみならず、中国書論との接触など書論の展開とともにテキスト自体が書き換えられてゆくという事実の提示は、書論の歴史を考える上でも重要な視点を提供している。上述の成果を示す本論文であるが課題も残されている。本論文には、膨大なデータの処理とその考証を重ねることに没頭して、示された差異が如何なる事象によるのかを説明しないままに置かれる箇所が見受けられる。また、同時代の書の実作との比較を行った終章は逆にデータの提示が少なく、十分な説得力を持つとは言いがたい。しかしながら、こうした点は本論文の提示する調査と検討の成果があるがゆえに顕在化する問題でもあり、本論文の成果の上に重ねて検討されるべき課題とも言え、本論文の価値を減ずるものではない。以上により、審査委員会は、本学位請求論文が博士の学位を

授与されるにふさわしい内容を備えていると判断し、全会一致で合格と認めた。